

注 やむを得ない理由により5日以内に届出が出来なかった場合は、同時に当該やむを得ない理由を記載した理由書の添付が必要です。
なお、やむを得ない理由として認められるのは、以下の場合になりますので、具体的に記入をお願いします。

- ①天災地変、交通・通信関係の事故やスト等により適用除外の申請が困難と認められる場合
- ②事業主の入院や家族の看護など、適用除外の申請ができない特段の事情があると認められる場合
- ③法人登記の手続きに日数を要する場合
- ④国保組合理事長の証明を受けるための事務処理に日数を要する場合
- ⑤事業所が離島など交通が不便な地域にあるため、年金事務所に容易に行くことができない場合
- ⑥書類の郵送(搬送)に日数を要する場合
- ⑦その他、事業主の責によらない事由により適用除外の申請ができない事情があると認められる場合

【留意事項】

1. 資格取得時のご本人確認の徹底のお願い
偽名による健康保険被保険者証の不正取得を防止するため、被保険者の方の基礎年金番号が未記入で提出された被保険者資格取得届について、ご記入いただいた住民票上の住所をもとに日本年金機構で住民基本台帳ネットワークシステムへ本人照会をし、確認します。確認できなかった場合は、一旦お返しさせていただきます。未記入の方の氏名、生年月日、住所等を次の証明書等により確認し、ご本人確認を行ってください。(確認書類の提出は不要です。)

平成26年10月より、一部取扱いを変更しました。

資格取得時の本人確認事務の変更のお願い

本人確認の証明書等

*年金手帳の紛失等により基礎年金番号が確認できない場合は、ご本人の確認のうえ、住民票上の住所をご確認いただき、資格取得届の被保険者住所欄に記入する住所が郵便物の届く住所となる場合は、備考欄に住民票上住所を記入のうえ、資格取得届と併せて職歴等を記載した「年金手帳再交付申請書」をご提出ください。資格取得届を電子申請・電子媒体申請により手続きされる場合においても取扱いは同じです。